遅　延　理　由　書

　あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師等に関する法律第９条の２第２項により施術所を休止、廃止又は再開した日から１０日以内に休止届、廃止届又は再開届を提出しなければならないところ、（理由）

　　　　　　　　　のため遅延いたしました。

　今後、このようなことのないように注意いたしますので、よろしくお願いいたします。

　年　　月　　日

松山市保健所長　殿

住所

氏名